

済高第783号  
令和2年（2020年）5月29日

保護者各位

熊本県立済々黌高等学校長  
那須高久

### 学校再開に関する本黌の取組について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本黌の教育活動に関しましてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年6月1日からの学校再開にあたり、令和2年5月26日付けで県教育委員会から「熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が通知されました。

つきましては、本黌でも本ガイドラインに則った教育活動を実施するにあたり、下記のとおり本黌の取組をお知らせいたしますので、保護者の皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本ガイドラインが5月26日時点での本県の感染状況等を踏まえて作成されたものであることから、今後の状況によっては本黌の取組内容についても変更することがあります。

### 記

#### 1 保健管理等に関すること

##### (1) 感染症対策のための取組について

##### ア 自宅等における健康管理の徹底（保護者へのお願い）

- (ア) 毎朝の検温、「健康観察表」の記入は、ご家庭で必ず行っていただき、「健康観察表」は毎朝学校へ持参させてください（別文書でもお知らせします）。  
（学校ではSHR又は課外の開始時に担当する教師が確認します。）
- (イ) 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養させてください。
- (ウ) マスクは原則着用させてください。
- (エ) 「3密」を避ける努力は継続してください。
- (オ) 規則正しい生活習慣を心掛けるようご指導ください。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合及び保健所から自宅待機を指示された場合には、保護者から速やかに学校へお知らせください。

##### イ 学校における健康管理

- (ア) 家庭で検温・健康観察を忘れた生徒（健康観察表未記入の生徒）は、教室に入る前（SHR又は課外前）に教職員が検温及び健康観察等を行います。
- (イ) 生徒等の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・臭覚障がい等が見られる場合は、保護者に連絡を行って迎えを依頼し、自宅等で休養するように促しますので、必ず連絡のとれる連絡先を担任にお知らせください。
- (ウ) 教室、トイレ等は1日1回以上消毒液を使用して清掃します。
- (エ) 教職員は原則マスクを着用し、フェイスシールドを着用することもあります。
- (オ) 流水と石けんでの手洗いうがいをこまめに行います。

- (カ) 換気は常時、窓の一部を開放して対応します。
- (キ) 空調中も換気は常時行います。
- (ク) 人と人の距離については生徒自身にも意識付けし、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するよう努めます。
- (ケ) できる限り「ゼロ密」を目指すよう努めます。
- (コ) 学校医及び薬剤師の先生方等と連携して保健管理体制を整えます。
- (2) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患のある生徒等について  
主治医・学校医の先生方と相談の上、個別に登校の判断を行う場合があります。  
健康上心配なことがある場合は、学校までご連絡ください。
- (3) 海外から帰国した生徒等への対応について  
帰国後2週間以内に、対象地域に滞在歴のある生徒等は、担任に連絡をした上で、  
政府の要請に基づき2週間の自宅待機を行ってください。

## 2 学習指導に関すること

- (1) シラバス（授業計画）等の再構築と生徒や保護者との共有について  
HPにアップする予定です。
- (2) 授業における工夫について
  - ア 身体的距離の確保等  
人と人の距離については生徒自身にも意識付けし、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するよう努めます。
  - イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について  
グループ活動や対面の活動については、感染症対策が行える場合において実施します。
  - ウ 各教科等の指導における感染症対策について
    - (ア) 感染のリスクが高い学習活動については、感染症対策が行える場合において実施します。
    - (イ) 保健体育の授業については、「3密」を避ける実施内容や方法を工夫します。  
また、生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行います。
    - (ウ) 家庭科における実習等を実施する際の配慮事項について  
共用の教材等の消毒、手洗い・除菌行為を徹底します。また、熱中症防止のために、水分補給を行うなど適切な措置を講じます。
- (3) 臨時休業に伴う学習の遅れへの対応について  
本校では夏季休業期間を短縮して授業を実施する予定です。そのために、  
1学期の終業式を8月7日（金）、2学期の始業式を8月25日（火）に予定しています。

## 3 学校生活における配慮事項

- (1) 生徒等への指導について  
生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」（文部科学省）資料等を活用して感染症対策に関する指導を行います。
- (2) 登下校時の配慮事項について  
登下校時に校門や玄関口等での密集が起こらないよう、HR等で担任から注意喚起を行い、職員による巡回等により指導します。また、交通安全や防犯の観点から、従前から予定している登下校指導を実施します。

(3) 休み時間及び昼食時の配慮事項について

休み時間や昼食時の密集を避けるため、売店周辺等の生徒の集まりやすい場所については、職員による巡回を実施します。また、昼食は教室の中だけでとるのではなく、その他の場所でも密を避けて食事をするように指導します。飲み物の回し飲みなどについては、担任及び部活動顧問から指導を行います。

(4) 清掃活動の配慮事項について

マスクの着用及び石けんを使用した手洗いを必ず行うよう指導します。

(5) 健康診断について

本来年度当初に予定していた生徒等の健康診断については、年間のいずれかの時期で実施します。

4 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事

(1) 始業式、終業式及び学年集会等について

「3密」を避けるために、始業式、終業式等の全校生徒を対象とした集会については、放送設備を使用して教室で実施します。

学年集会のように、生徒数が限定される場合は、人と人の距離を1メートル間隔をとることにより実施します。

(2) その他の学校行事について

ア 学校行事の開催の有無については、当該時期の地域の感染状況等を踏まえて、生徒の安全を第一と考え、延期等の対応を行います。

イ 令和2年度1年生の修学旅行については、未だ新型コロナウイルス感染症の収束及びそれによる経済的な影響が不明であることから、次年度に延期します。時期等の詳細については、今後検討します。

ウ 海外への修学旅行は、現在のところ予定していません。

エ 例年実施しております1年生を対象とした家庭訪問については、今年度は三者面談を実施することにより代替いたします。

5 部活動に関する事

別文書にてお知らせします。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

(1) 適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分に配慮していきます。

(2) 生徒等からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を、早期に把握するため、県立学校児童生徒を対象とした「スクールサイン」の周知を徹底するとともに、本県の教育相談体制を活用し、組織的な対応を行います。

7 生徒等の心のケアについて

(1) 3か月の長期休業期間であったことから、通常登校に対する生徒の心理的負担は大きいと考えているところです。これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り対応していきます。

(2) 6月5日(金)に「平成28年熊本地震及び新型コロナウイルス感染に係る児童生徒の心のケアの調査」をアンケート形式で実施し、生徒の感染の不安やストレスを把握して、心のケアに繋げていきます。

- (3) 生徒等の心のケアについては、「新型コロナウイルス感染症に対する心のケアに係る参考資料の送付について」を参考にスクールカウンセラー等と連携した対応を行います。
- (4) 6月8日(月)～18日(木)に面談週間を設け、担任等による生徒の気持ちの聞き取りを行います。保護者の方から、予め伝えておきたいこと等ございましたら、学校までお知らせください。

#### 8 出席停止等の扱いについて

生徒の出欠の取扱いについては、文部科学省の通知に基づき、感染の不安・心配を理由に登校できない生徒等については、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱うことができます。

#### 9 チェックリスト等の活用

県教育委員会から示されたチェックリストを参考に、感染症対策の徹底に努めます。